公民館とは

「市町村における生涯学習の中核的な施設」 〇社会教育事業のコミュナルな課題の基幹施設 〇地域センター型施設

1 公民館の課題

(1)目的(20)

市町村その他一定区域内の住民のために、

実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、 もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、

生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 事業 (22)

1) 主催事業:①定期講座 ②討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等

③体育・レクリエーション等の集会

(かつて中心的事業であった青年学級や社会教育学級は無くなった)

- 2) 教材等の整備提供: 図書・記録・模型・資料
- 3) 団体・機関の連絡
- 4) 施設の提供 (住民の学習サークルなど/ 利用・登録団体)
- (3) 営利および政治的・宗教的党派活動の禁止(23)

消極的中立主義と積極的中立主義

(4) 寺中作雄の公民館像 (寺中構想、初期公民館)

「要するに公民館は社会教育、社交娯楽、自治振興、産業振興、青年養成の目的を総合して成立する郷土養成の中核機関である」(『公民館の建設』1946)

(5) 三多摩テーゼの公民館像(東京都教育委員会「新しい公民館像をめざして」1973-4)

四つの役割:①住民の自由なたまり場②集団自治の拠点③「私の大学」④文化創造の広場 七つの原則:①自由と均等②無料③学習文化機関としての独自性④職員必置⑤地域配置⑥豊か 施設整備⑦住民参加

(6) 生涯学習審議会 「市町村における生涯学習の中核的な施設」

2 設置基準

な

- (1) 市町村が設置 (21)。条例を定める (24) 法人立も可 (21-2)
- (2) 分館を設置できる (21-3): 本館 (中央館/地区館) →分館
- (3) 文部大臣が設置・運営基準を定める(23-2)

設置運営基準(旧):小学校区(農村部)、中学校区(都市部)を目安に配備 面積 330 ㎡以上(基準 3)。講堂、会議室、図書室、児童室、展示室、講義室、実験実習室、 事務室、体育・レク施設など(基準4)

3 職員

- (1) 館長:必置。「事業の企画実施その他必要な事務」「職員を監督」(27) 教育長が推薦、(公運審の意見を聞いてから 削除)、教育委員会が任命(28)
- (2) 主事:「事業の実施」(27)「数を増加するよう努める」(基準5)
- (3) その他の職員
- (4) 公民館館長、主事の専門性
 - *教育専門職としての位置づけなし
 - *社会教育主事に準じた研修(28-2)
 - *「社会教育に関し識見と経験」「公民館の事業に関する専門的な知識と技術」(努力目標)

(基準 8)

- (5) 下伊那テーゼ (1965) の職員像
 - ①教育の持つ進歩性を守る ②教育の専門技術者 ③自治体労働者
- (6) 三多摩テーゼ (1974)

①住民の立場にたつ ②住民自治のために努力 ③科学尊重・地域の文化創造 ④集会・学問の自由、集団の秘密守る⑤労働者としての権利守る

(7) 生涯学習審議会

「各種の事業・活動の企画者、実施者」「住民の学習活動の協力者・助言者」

4 公民館運営審議会

- (1) 任務:「館長の諮問に応じ、公民館の各種の事業の企画実施につき調査審議」(29-2) 館長の任命に関して意見を述べる先議権(28-2 削除) 委員は、社会教育委員に充てられることができる
- (2) 任命 教育委員会
- (4) 移植の基準・定数・任期などは条例で決定 (地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営 基準)
- (5) 公運審の意義に関するいくつかの基本的見解
- ①「公民館事業の運営は公民館委員会が主体となって之を行うこと。公民館委員会の委員は町村会議員の選挙の方法に準じ全町村民の選挙によって選出するのを原則とすること。(「公民館の設置運営について」昭和21年7月5日発者22号各地方長官宛文部次官通牒 横山・小林 1986年 98頁)
- ②「我々の為の、我々の力による、我々の文化施設---それが公民館の特徴であり、公民館の本質である。」 「公民館の運営を担当するものは全町村民であるということができる。」

「公民館委員会は公民館運営の主体となる機関であるから、全町村民を代表するものでなければならず、 真の町村民の意志と要望が之に反映するものでなければならない。故に公民館委員会委員の選出は全町 村民の選挙によることを原則とする。」(「公民館の建設」寺中 1995 年 (初出は昭和 21 年)

- ③「公民館は…事業主体…でありますから、公民館の運営に当たるものが必要となります。そこで公民館に館長その他の必要な職員を置き、また別に学校長、各種団体の長、学識経験者よりなる公民館運営審議会を置いて公民館の運営にあたらせるのであります。公民館に館長その他必要な職員が置かれるにも関わらず、公民館審議会を置きますのは、公民館に運営に住民の意見なり、要望なりが充分に反映し得るようにするためであります。」(昭和 24 年国会における柴沼社会教育局長趣旨説明 寺中 1995年 47頁)
- ④「社会教育に関する諸計画の立案などについて教育委員会に助言し、あるいは社会教育に関し意見を述べる社会教育委員、スポーツ振興審議会委員、館長や所長の諮問機関である公民館運営審議会委員、図書館協議会委員、博物館協議会委員、青年の家運営委員など、行政に関する各種の委員として、その活動を行っているひとびとの数は、全国的にきわめて多い。

これらのひとびとは、行政に関連する指導者としての任務をもつ者であるが、本来は民間の有志的な活動家であり、行政と民間との間にあって、社会教育に関する住民の意向を行政や施設の運営に反映させるためのパイプの役割を果たしている。これらの各種委員の活動の活発化が期待される。」昭和46年4月30日社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対応する社会教育のありかたについて」

「また、公民館の運営の活性化のためには、公民館運営審議会を適時、適切に開催するとともに、審議会委員として、女性、青年などを積極的に登用し、利用者の声が反映できるような体制となるよう配慮することも重要である」(「公民館の整備・運営のあり方について」平成3.6 生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会)

- 5 公民館における社会教育実践 (新海のまとめ)
 - (1) 地域・生活課題と結ぶ公民館づくり
 - (2) 住民の自己形成を援助する社会教育機関としての公民館づくり
 - (3) 住民運動の学習的側面を担う社会教育実践
 - (4) 学校と連携・協働する公民館づくり
 - (5) 行政課題を住民が自らの学習課題として主体的にとらえかえす公民館実践
 - (6) 自治公民館(集落公民館)の社会教育実践
- 6 1980年代以降の行政改革と公民館 (新海のまとめ)
 - (1)公民館の非公民館化 (生涯学習センター等)
 - (2) 公民館の民間委託化 (指定管理者制度)
 - (3) 公民館の集会施設化 (市民センター等)